

COVID -19 Newsletter

May 08, 2020

COVID-19:租税に関する税政支援政策

1. 国税庁による税政支援

イ. 推進背景および支援対象

COVID-19の拡散を受け困難に陥っている納税者が多いなか、国税庁はCOVID-19により被害を受けた自営業者と中小企業等を対象に、職権または個別申請により申告・納付期限の延長、徴収猶予、滞納処分の猶予、税務調査着手の猶予（延期・中止を含む。）等の税政支援に乗り出しました。

職権猶予の対象は、(i) 観光業、旅行業、公演関連業、飲食・宿泊業、旅客運送業、病院・医院（消費性風俗業等を除く。）を営む納税者、(ii) 感染者の発生、感染者が訪れた地域および中国武漢市から帰国した国民の受け入れ地域（牙山警察人材開発院、鎮川国家公務員人材開発院周辺の商業地域）の納税者として、具体的な基準は全国7箇所の地方国税庁、125箇所の税務署に設置される＜COVID-19税政支援専担対応班＞を通じて今後決定する予定です。

個別の申請対象は、(i) 中国貿易を営む中小企業（輸出企業、部品・原資材輸入企業）、(ii) 中国現地における支社・工場の運営、その他現地での生産中断により事業に支障が生じた国内生産業者等の支援を必要とする納税者として、職権猶予基準に達しない納税者に対しても、個別申請を通じて支援できる方法を設ける予定です。

ロ. 税政支援策

国税庁は、天災地変等による納税期限の延長、徴収猶予、滞納処分猶予について定めている国税基本法第6条、同法施行令第2条、国税徴収法第15条第1項等に基づき、税政支援対象者に対して、①感染症特別災難地域（大邱、慶山、奉化、清道）およびCOVID-19直接被害事業者（感染者が発生または経過した事業所、武漢市帰りの国民受け入れ地域（牙山、鎮川、利川等）の被害業種）の法人税申告納付期限を1ヵ月延長し、職権により該当法人の付加価値税申告納付期限を1ヵ月（特別災難地域である場合）、3ヵ月（直接被害事業者である場合）延長し、その他の事業者が申告納付期限延長を申請する場合にも3ヵ月以内の範囲で延長するものとしており、②既に告知書が発行されている国税に対しても、その納付期限を最大9ヵ月まで延長し、③中小企業、零細事業者、革新支援企業、COVID-19被害企業等に国税還付金が発生する場合には、法定の支給期限である2020年5月12日より繰り上げて2020年4月29日までに支給する予定であり、④滞納額があったとしても、差押された不動産の売却を保留する等、滞納処分の執行を最長1年まで猶予する予定です。

また、国税庁は、天災地変等の場合においては、国税基本法第81条の7、同法施行令第63条の7に基づく税務調査延期事由に当たるところ、税務調査が事前に通知されたか、行われている場合には、賦課除斥期間の満了が迫っている場合を除き、納税者の申請により税務調査を延期または中止するものとし、大邱・慶北地域の納税者に対する新たな税務調査への着手は全面的に見合わせる等、積極的に支援する計画であることを明らかにしました。

2. 企画財政部による税政支援

イ. 推進背景および支援対象

2020年3月17日に国会において、COVID-19波及影響の最小化と早期克服のための租税特例制限法改正案が議決され、2020年3月23日公布・施行されました。

その主な内容は、(i) 感染症特別災難地域所在の中小企業における所得税および法人税の30～60%減免、(ii) 小規模個人事業者（年間売上8,000万ウォン以下）に対する付加価値税の一時的な減免、(iii) 簡易課税者の付加価値税納付免除基準金額の一時的な引き上げ（3,000→4,800万ウォン）、(iv) テナント賃貸料を引き下げた賃貸事業者に対して引き下げ額の50%に対する税額控除、(v) 2020年3月1日から6月30日までに乗用車を購入する場合、個別消費税70%の一時引き下げ、(vi) 2020年3月から6月までにクレジットカード等使用額の所得控除率を一時的に2倍へと拡大、(vii) 企業接待費上限の一時拡大等があります。

企画財政部は、租税特例制限法が委任している事項を定めるため、以下のような租税特例制限法および農漁村特別税法施行令改正案を作り、2020年3月23日から3月30日までの立法予告期間を経て、2020年4月初旬に施行する予定です。

ロ. 感染症特別災難地域所在の中小企業に対する課税特例

(1) 感染症特別災難地域所在の中小企業に対する法人税・所得税・農漁村特別税の減免

COVID-19拡散による特別災難地域内の中小企業を支援するため、当該地域所在の中小企業に対して2億ウォンを限度に、小企業（中小企業特別税額減免制度と同様に業種別の売上が10～120億ウォンである企業）は60%、中企業は30%の所得税・法人税減免を実施し、当該地域所在の中小企業の税額減免に対する農漁村特別税を非課税とするものへと法令が改正されました。ただし、①不動産賃貸および供給業、②射幸施設の管理および運営業、③弁護士業・会計士業等の専門職サービス業、④ブロックチェーン基盤および暗号化資産の売買および仲介業、⑤金融・保険業（保険外交員は除く。）は減免業種から除外されます。かかる減免は、中小企業特別税額減免等の他の税額減免・控除制度と重複して適用されませんが、雇用増大税制とは重複適用することができます。

(2) 海外進出企業の韓国復帰税制支援要件の新設等

海外進出企業の韓国への復帰を促すため、海外事業所の閉鎖、縮小（生産量50%以上削減）後に韓国国内における事業所の新設のみならず、既存の事業所を増設する場合にも、Uターン企業に対する税制支援を行うものと改正されました。

ここでいう「増設」とは、工場の延べ面積が増加するか（工場の場合）、事業用固定資産の数量の増加、または事業所の延べ面積が増加した場合（工場以外の事業所の場合）を意味し、区分経理を通じて既存の事業所で発生した所得と、増設された部分で発生した所得が区分される場合、所得税、法人税、関税の税額減免が可能となります。既存事業所の増設の場合、海外事業所の縮小規模に応じて減免対象所得の上限が定められますが、増設部分を閉鎖した場合には、減免税額および利子相当加算額が追徴されます。

(3) 小規模個人事業者に対する付加価値税の一時減免

COVID-19により困難に陥っている零細事業者を支援するため、2020年末まで課税期間（6ヵ月）供給価額の合計額が4千万ウォン以下の個人一般課税者の付加価値税納付税額を、簡易課税者の水準（電気・ガス・蒸気および水道事業5%、小売業、卸売業、飲食店業10%、農林水産業、製造業、宿泊業、運輸業、情報通信業20%、建設業、その他のサービス業、その他業種30%）に減免されることとなります。ただし、不動産の賃貸・売買業、風俗業に対しては適用されません。

(4) 簡易課税者に対する付加価値税納付義務の一時減免

COVID-19により困難に陥っている零細事業者を支援するため、2020年末まで簡易課税者に対する納付義務免除基準金額を、現行の年間売上3,000万ウォンから4,800万ウォンに一時的に引き上げるものと改正されました。ただし、小規模個人事業者に対する付加価値税減免の排除と同様に、不動産賃貸業および風俗業は適用されません。

(5) クレジットカード等使用金額の所得控除率の一時的な2倍拡大

民間消費を促し経済を活性化させるため、2020年3月から6月の間の使用分に対する控除率を一時的に2倍拡大するものと改正されました。

(6) 企業接待費上限の一時拡大

企業接待費の損金算入上限は、基本上限（一般企業1,200万ウォン、中小企業3,600万ウォン）＋追加上限で構成されていますが、企業の支出拡大による自営業者（小規模事業者）等の売上の拡大を促すため、2020課税年度から収入金額別の追加上限が以下のとおり引き上げられます。

収入金額区間	追加上限	
	改正前	改正後
100億ウォン以下	0.3%	0.35%
100億ウォン超過 500億ウォン以下	3,000万ウォン＋（100億ウォン超過分の0.2%）	3,500万ウォン＋（100億ウォン超過分の0.25%）
500億ウォン超過	11,000万ウォン＋（500億ウォン超過分の0.03%）	13,500万ウォン＋（500億ウォン超過分の0.06%）

(7) テナント賃貸料を引き下げた賃貸事業者に対する課税特例の新設

民間による賃貸料引き下げの動きに対して税制支援を行うため、2020年から以下の要件を備えてテナント賃貸料を引き下げた賃貸事業者の賃貸料引き下げ額に対して税額が控除されます

- ・ 賃貸人：店舗ビルに対する不動産賃貸業事業者登録を行った不動産賃貸事業者
- ・ 賃借人：「小商工人（自営業者）の保護および支援に関する法律」に基づく小規模事業者として、

(i) 同一の店舗ビルを2020年1月31日以前から継続して賃借しており、(ii) 射幸性、消費性業種等を営んでおらず、(iii) 賃貸人の特殊関係人に該当してはならず、(iv) 事業者登録を行った者に限る

- 対象建物：商街賃貸借保護法における店舗ビル、業務目的で使用している複合施設（商業＋住居）であって、賃借人が営業目的から引き続き使用していること
- 控除金額：2020年上半期賃貸料の引き下げ額の50%を所得税、法人税から税額控除
- 控除除外：2020年1月31日以前の既存契約を適用する時に、2020年2月1日から12月31日の間に賃貸料・保証金を既存の賃貸借契約の金額より引き上げた場合、2020年2月1日以後の契約更新時に、2020年2月1日から12月31日の間に賃貸料を既存の賃貸借契約に基づく金額より5%以上引き上げた場合、個別消費税法における課税風俗事業所等

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[租税アドバイス部門]



趙 椿
パートナー

☎ +82-2-316-4213

✉ ccho@shinkim.com



李玟炫
パートナー

☎ +82-2-316-1639

✉ mhylee@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.